

## 議案第23号

糸島市の区域内における福岡市道の設置に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成29年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

本件は、本市が糸島市の区域内に市道の一部を設置することについて同市と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

糸島市の区域内における福岡市道の設置に関する協議について

本市が糸島市の区域内に市道の一部を設置することについて、次の規約により同市と協議する。

糸島市の区域内における福岡市道の設置に関する規約

## (市道の設置)

第1条 福岡市は、糸島市の区域内に福岡市道千里2343号線（以下「市道」という。）の一部を次のように設置する。

路線番号	路線名	区 間	道 路 の 区 域	
			敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
西2343	千里2343号線	福岡市西区大字千里463番6地先から 糸島市高田五丁目60番9地先まで	0.10～0.26	20.03

## (市道の維持管理)

第2条 市道の維持管理は、福岡市が行うものとする。

## (経費の負担)

第3条 市道の維持管理に要する経費は、福岡市が負担するものとする。

附 則

この規約は、協議成立の日から施行する。